

『特別徴収事業者であること』が入札参加申請の用件に加わります

個人住民税の特別徴収制度は、地方税法や各市町村の条例等で定められており、所得税の源泉徴収をしている従業員がいる場合は、特別徴収することが義務づけられています。

知名町では法令遵守の観点から、この個人住民税特別徴収を推進しており、平成26年度からの入札参加資格審査申請において、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを要件に加えました。そのため、入札参加資格審査申請の際には個人住民税特別徴収実施確認書（以下「実施確認書」という）の提出が必要になります。

《記載要領》

● (共通)

本様式は、知名町の入札参加資格審査において、地方税法及び各市町村の条例に従い、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認するために提出していただく書類です。

1 《領収書の写しを貼付する場合》

個人住民税の特別徴収を実施している事業所であり、知名町から発送される所定の様式で納入されている場合は、直近の特別徴収に係る領収書の写しを貼り付けてください。

※ここで特別徴収に係る領収書とは、知名町から発送される納入書と一緒に綴られている領収書のことをいいます。

※最近のいずれか1ヶ月分で構いません。

※知名町の確認印は不要です。

2 《知名町内に事務所がなく居住する従業員等もいない場合》

知名町内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、知名町内に居住する従業員等がいない場合は、該当項目のチェック欄にチェックを記入してください。

※知名町の確認印は不要です。

3 《特別徴収を実施しているが領収書がない場合》

個人住民税の特別徴収を実施しているが、知名町から発送される所定の様式の領収書の写しが貼付できない場合（以下の場合等）については、知名町税務課窓口で「特別徴収を実施していること」の確認を受けてください。

【想定される状況】

- ・地方税納付代行サービスを利用して納税している場合
- ・督促状によって納税した場合
- ・市町村の窓口等で、所定の納入書以外の納付書で納税した場合
- ・特別徴収の手続きを行ったが、納入開始前の場合や納入すべき個人住民税が発生しなかった場合

・滞納処分によって徴税が行われた場合

※知名町内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、知名町内に居住する従業員等がいない場合は、2のチェック欄に該当となり、知名町の確認印は不要です。

4 《特別徴収義務がない場合》

所得税法第184条に規定する「常時2人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者」であり、所得税の源泉徴収義務がない事業所である場合等については、個人住民税の特別徴収義務がない事業所として証明することになります。

確定申告書に添付する「収支内訳書」の写し又は青色申告決算書の写し（いずれかの書類の「給料賃金の内訳」部分を確認します。）を持参し知名町税務課窓口で「特別徴収義務がないこと」の確認印を受けてください。

※知名町内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、知名町内に居住する従業員等がいない場合は、2のチェック欄に該当となり、知名町の確認印は不要です。

5 《特別徴収義務があるが実施していない場合》

この誓約は、現在、特別徴収義務がありながら実施していない事業所で、普通徴収から特別徴収への切り替えが間に合わない等、真にやむを得ない場合に使用するものです。

遅くとも当該申請を行う日の属する年度の翌年度課税に係る個人住民税から特別徴収を開始する「誓約」をし、知名町税務課窓口で確認印を受けてください。

なお、誓約による申請は、1回だけの特別措置です。次回の入札参加資格申請に特別徴収義務がありながら実施していない場合は、申請することができません。

※知名町内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、知名町内に居住する従業員等がいない場合は、2のチェック欄に該当となり、知名町の確認印は不要です。

問い合わせ先

知名町役場 税務課

電話番号：0997-84-3154

個人住民税に係る特別徴収実施確認書・開始誓約書

令和 年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名

印

□チェック欄（該当する項目のいざれかにチェックを入れてください）

1 《領収書の写しを貼付する場合》

- 当事業所は、現在、知名町の特別徴収義務があり、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納入しています。

→ 直近の領収書の写しを貼付してください

こちらに直近の領収書の写しを貼り付けてください。

2 《知名町内に事業所がなく居住する従業員等もいない場合》

- 当事業所は、知名町内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、知名町内に居住する従業員等がいません。

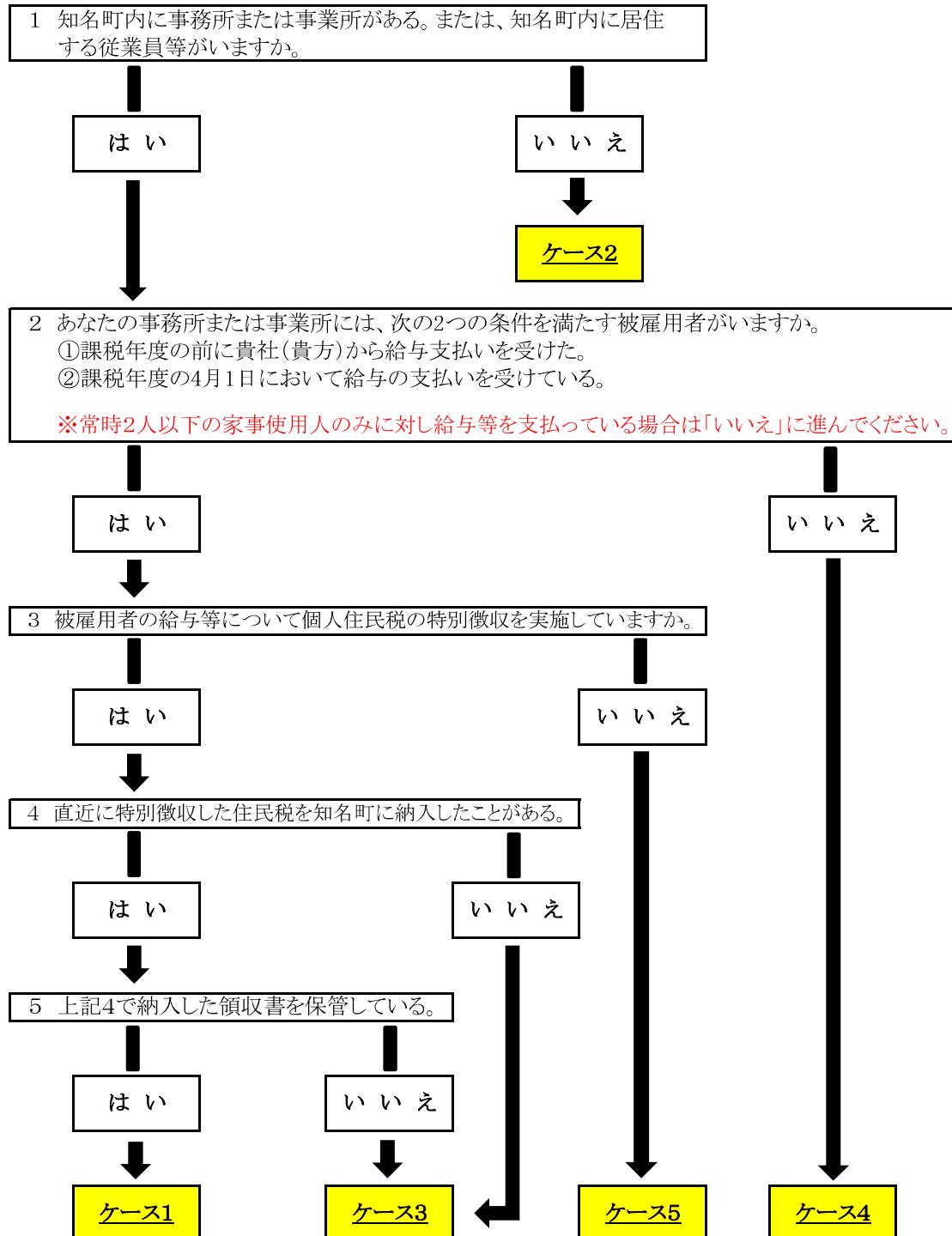
注) 以下のチェック項目に該当する場合は、知名町税務課窓口で確認を受けてください。

3 <input type="checkbox"/>	《特別徴収を実施しているが領収書がない場合》 当事業所は、従業員等の個人住民税について特別徴収を実施しています。	知名町確認印
4 <input type="checkbox"/>	《特別徴収義務がない場合》 当事業所は、個人住民税について特別徴収義務のない事業所です。	知名町確認印
5 <input type="checkbox"/>	《特別徴収義務があるが実施していない場合》 当事業所は、令和 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。 つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社あてに送付してください。	知名町確認印

注) 5の誓約による申請は、1回だけの特別措置です。次回申請時に特別徴収義務がありながら実施していない場合は、申請できません。

個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書フロー図

- 手順1 あなたがどのケースに該当するか、下記のフロー図により判断してください。
手順2 どのケースに該当するか判断できたら「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」のケースにチェックを記入し、それぞれの書類等を準備してください。
ケース3から5までの場合は知名町から確認印が必要になります。



※各ケースの詳しい説明は次のとおりです。

ケース1

○あなたは、既に特別徴収を実施しており、直近の領収書も保管されています。
→ 1 《領収書の写し貼付する場合》にチェックして、領収書の写しを貼付してください。

ケース2

○あなたは、知名町内に事業所がなく居住する従業員等もいません。
→ 2 《知名町内に事業所がなく居住する従業員等もいない場合》にチェックしてください。

ケース3

○あなたは、既に特別徴収を実施しておりますが、直近の領収書がありません。
→ 3 《特別徴収を実施しているが領収書がない場合》にチェックして、知名町税務課窓口に提出し、「特別徴収を実施していること」について確認を受けてください。

ケース4

○あなたは、特別徴収を行っていただく必要はありません。
→ 4 《特別徴収義務がない場合》にチェックして、知名町税務課窓口に提出し、「特別徴収義務がないこと」の確認を受けてください。
※ 個人事業主については、確定申告書に添付する「収支内訳書」の写しまたは「青色申告決算書」の写しを持参してください。

ケース5

○あなたは、特別徴収を行っていただく必要があります。
→ 5 《特別徴収義務があるが実施していない場合》にチェックして、知名町税務課窓口に提出し、遅くとも当該申請を行う日の属する年度の翌年度課税に係る個人住民税から特別徴収を開始する「誓約」をし、その確認を受けてください。